４　「再発防止策」の欄は、第五十八条の二第二号に掲げる事態のうち自然災害等の外部要因に起因する事態が発生した場合には、記載を要しない。

５　他の事業者等への公開により権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、非公開を希望する内容を含む場合には、該当項目又は該当箇所にその旨を追記すること。他の事業者等に公開しても特段の支障がない内容の範囲が明確になるようにすること。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（事故発生状況の報告） **第七条の三**　電気通信事業者は、次の各号に該当する事故（電気通信事業法施行規則第五十八条第二項各号に掲げる事故を除く。）が発生した場合は、様式第二十七により、毎四半期経過後二月以内に、その発生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する事故については、総務大臣が別に定める様式により提出することができる。 ［一・二　略］ ［削る］ ［２　略］ **様式第27**（第７条の３関係） ［略］ ［表略］ ［注１～３　略］ ［削る］ ４～10　［略］ 11　「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第58条第２項第１号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。 12　［略］ 13　［略］	（事故発生状況の報告） **第七条の三**　電気通信事業者は、次の各号に該当する事故が発生した場合は、様式第二十七により、毎四半期経過後二月以内に、その発生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する事故については、総務大臣が別に定める様式により提出することができる。 ［一・二　同上］ 三　電気通信設備に関する情報であつて、電気通信役務の提供に支障を及ぼすおそれのある情報が漏えいした事故 ［２　同上］ **様式第27**（第７条の３関係） ［同左］ ［表同左］ ［注１～３　同左］ ４　「復旧年月日及び時刻」の欄は、第７条の３第１項第３号に該当する事故については記載を要しない。 ５～11　［同左］ 12　「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十八条第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。 13　［同左］ 14　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。